令和7年8月19日実施 居宅介護支援事業所集団指導における質問及び回答一覧

番-	号	質問項目	質問	回答
1		個人情報の同意	個人情報使用の同意について、家族の代表者の同意を得ることとされているが、これは同意を得たことを支援経過に記録するということなのか。または契約書等の家族欄に記載してもらうのか。	多くの事業所は契約開始時に個人情報使用同意書を用いて利用者及びその家族の個人情報使用に係る同意をそれぞれ得ていることと考えますが、契約書や重要事項説明書に個人情報使用に係る同意の項目があればそれらと一体的に同意を得ることも差し支えありません。その場合には契約書又は重要事項説明書の家族の署名欄において、家族の「代表者」と表記し、家族の代表から同意を得ていることが分かるよう整理してください。また、同意を得た旨を支援経過に記録しておくことがより望ましいと考えます。
2		入院時情報連携加算	情報提供を行った内容の記録について、居宅サービス計画等に 記録することとあるが、これは支援経過への記録という認識でよい のか。	入院時情報連携加算については、「入院時情報提供書」様式が厚生労働省より発出されているため当該様式を活用するほか、支援経過にて必要な内容を記録することを想定しています。運営指導においても入院時情報提供書又は支援経過にて記録の確認を行います。

※同一の質問については省略しています。